

ふくしま復興農地利用集積対策事業（新規）

1 趣 旨

福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画策定や農地中間管理事業の活用等により地域の担い手や参入企業等への農地の集積・集約化を促進する。

2 事業内容

(1) 復興再生農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が被災地域の農地を借受け、担い手への貸付けを促進するため、現地コーディネーター設置に係る経費等を助成する。

(2) 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合に、地域または農地の出し手に対して協力金を交付する。

ア 地域に対する支援

(ア) 地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を機構に貸し付け、担い手へ農地を集積・集約した地域に協力金を交付する。

【集積タイプ】

被災12市町村の避難解除等区域等の交付単価は、中山間地域の単価が適用されるとともに3千円/10aが加算される。

	機構の活用率	交付単価
区分1	4%超15%以下	1. 3万円/10a
区分2	15%超30%以下	1. 9万円/10a
区分3	30%超50%以下	2. 5万円/10a
区分4	50%超	3. 1万円/10a

※ 担い手が不足する地域は、一定の条件の下、1割以上を1/2に緩和。

23

【集約化タイプ】

担い手同士の耕作地の交換に取り組む地域に交付する。(令和3年度から集積タイプと集約化タイプを同時に交付可能予定)

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0. 5万円/10a
区分2	70%超	1. 0万円/10a

イ 個々の出し手に対する支援

(ア) 経営転換協力金

機構に対し農地を貸し付け、経営転換又はリタイアする者等へ交付する。(令和7年度まで交付単価据え置き)

1. 5万円/10a (上限額50万円/1戸)

- 3 事業実施主体 2の(1)(公財)福島県農業振興公社、2の(2)市町村
- 4 予 算 額 123,600千円
- 5 補 助 率 2の(1)定額、2の(2)定額
- 6 事業実施期間 令和3年度～5年度

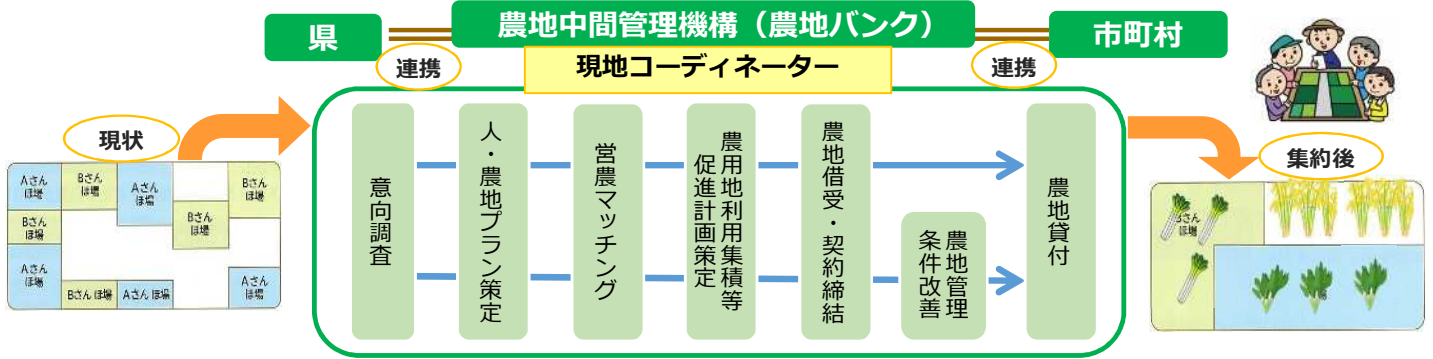
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

事業概要

被災12市町村において、担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構の現地コーディネーターの配置、地域でまとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合等の協力金を交付。

1 復興再生農地中間管理機構事業

被災12市町村に配置された現地コーディネーターが、県・市町村と連携し、人・農地プランの策定支援や農地の借受・貸付のマッチング、農用地利用集積等促進計画(案)の策定等に取り組み、担い手等への農地集積・集約化を促進



2 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合、地域または農地の出し手に協力金を交付

(1) 地域集積協力金【集積タイプ】

	機構の活用率	交付単価
区分1	4%超15%以下	1.3万円/10a
区分2	15%超30%以下	1.9万円/10a
区分3	30%超50%以下	2.5万円/10a
区分4	50%超	3.1万円/10a

【集約化タイプ】

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

(2) 経営転換協力金

交付単価：1.5万円/10a（50万円/1戸）